

食安輸発第0408004号
平成20年4月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331001号（最終改正：平成20年4月7日付け食安輸発第0407001号）により実施しているところですが、中国産そば（粉を含む。）の試験品採取の方法について下記のとおり変更し、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

記

新	旧
<p>(1) 容器包装に入れられたものについては、別表2の3によること。</p> <p>(2) 本船にバルク形態で積載されたものについては、次のとおりとする。</p> <p>①ハッチにおいてサンプリングを行う場合、上部、中部、下部の各層において15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。</p> <p>②サイロ又はハシケ（以下「サイロ等」という。）においてサンプリングを行う場合には、ハッチの上部、中部、下部を搬入するサイロ等のうちそれぞれの任意の1サイロ等において、搬入する直前において適正な時間的間隔を持って15回計10kg以上を採取したものを縮分して1kgとし、1検体とする。</p> <p>③コンテナにバルク形態で輸入される食品については、任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。</p>	<p>別表2の3によること。</p> <p>ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15カ所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。</p>